

【原著論文】

里親によるレスパイト・ケア利用促進に向けた 里親支援専門相談員の役割

井上 寿美*・笹倉千佳弘**

キーワード：里親養育 里親支援専門相談員 レスパイト利用

1. 目的

(1) 目的・背景

本研究の目的は、里親養育の不調回避に資する、里親によるレスパイト・ケア利用促進に向けて、里親支援専門相談員が、里親とどのような関係を築き、いかなる役割を担うことができるのかを、里親、施設の里親支援専門相談員、児童相談所里親担当職員という三者の間に現象している関係に注目して明らかにすることである。

レスパイト・ケアとは、「委託児童を養育している里親が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うことを目的」としておこなわれるものである¹⁾。それは、「里親から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の措置）の申出があった場合、又は里親の精神的・肉体的疲労度等から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を必要と判断した場合」に実施されることになっている²⁾。

里親養育においてレスパイト・ケア（以下「レスパイト」）の制度が導入されたのは、専門里親制度や親族里親制度の創設と同じ2002（平成14）年である。導入から12年を経た2014（平成26）年に全国里親会（以下「全里」）が各都道府県等の里親会に対してレスパイト利用に関するアンケート調査を実施した³⁾。その調査によれば、制度の使いやすさについて38の里親会が「使いやすい」と回答している一方で、20の里親会は「使いにくい」と回答していた。またレスパイトが、「『里親の休息のため』という理由では申請しにくい」ことや、「レスパイト・ケアを利用することへのマイナス・イメージがある」こと、「子どもの気持ちを考えたときに、短期とはいえ、施設や面識の少ない里親に預けることに消極的な事情もある」「里

*大阪大谷大学教育学部

**滋賀短期大学

親自身、レスパイト・ケアを受けることに罪悪感がある」というような声があがっていた。制度上、レスパイトは「都道府県知事による再委託の措置」である。里親にとっては、いったん受託している子どもを手放すようなイメージとなるため、その利用がためらわれるのも無理からぬことなのかもしれない。

また、里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー、以下「里専」）が国の措置費で配置されるようになったのは2012（平成24）年である。全里の調査は里専配置からわずか2年しか経っておらず、この時期における里専の配置は、全国の児童養護施設・乳児院の半数以下であった⁴⁾。そのため、里親のレスパイト利用に関して、多くの場合、里親と児童相談所里親担当職員（以下「児相職員」）との直接的なやりとりが中心であったと考えられる。このようなことも、里親の積極的なレスパイト利用に負の影響を与えていたのかもしれない⁵⁾。

そのような中、里専の配置にあたり、「レスパイト・ケアの調整」が業務内容にあげられた⁶⁾。里専にに対して、里親と児相職員の二者関係の中だけでは難しかったレスパイト利用を組みこんだ里親支援が期待されることになった⁷⁾。それでは里専が里親とどのような関係を築き、いかなる役割を担えば、里親のレスパイト利用を促すことができるのであろうか。里親支援において、里親、児童養護施設の里専、乳児院の里専、児相職員による役割分担と円滑な連携という特徴がみられる A 県の里親支援（井上・笹倉 2019）を事例に取りあげて考えたい。

2017（平成29）年8月に発表された「新しい社会的養育ビジョン」以降、里親委託率の向上に向けたとりくみが急速に進められている。しかし里親養育の不調による里親委託継続の難しさは従前から指摘されており⁸⁾、里親委託継続のためにも里親のレスパイト利用をめぐって議論が必要であろう。

(2) 先行研究

NII 学術情報ナビゲータ CiNii を利用して検索（2019年11月1日）をおこなった。

まず、フリーワードに「里親」「レスパイト」、あるいは「里親」「レスパイト・ケア」を入れて検索したところ、いずれにおいても検索されたのは3文献であり、すべて重複していた。そのうちの1件はレスパイトの可能性を探る地域社会の質について議論したものであるため、該当文献は2件となった。岩崎（2003）は、アメリカではレスパイトを専門に引き受ける里親がいるのに対し、日本ではレスパイトに際して乳児院や児童養護施設を利用することになるという問題を指摘している。大石（2006）は、レスパイト利用に消極的な里親が養育不調に陥った事例と、養育困難な状況にあったがレスパイト利用により養育継続が可能となった事例を紹介し、レスパイトが年間7日しか認められていないことや、児童養護施設が委託児の預け先となる問題を指摘している。どちらの研究においても、レスパイトの際の委託児の預け先について問題提起されている。

次に、フリーワードに「里親支援専門相談員」を入れて検索したところ、11件の文献が検索され、該当したのは9件であった⁹⁾。里専に対するアンケートやインタビュー調査に関するものとして論文2件（井上・笹倉 2018；山口 2019）、講述録1件（三輪 2017）、里親に対するアンケート調査に関する論文1件（伊藤 2016）、里専による活動報告4件（山口 2014；木内 2014；大石 2016；藪下 2017）、里親委託推進に関する報告1件（河野 2016）であった。

井上・笹倉（2018）は、乳児院の里親担当職員、児童養護施設の里親担当職員、児相職員、里親による四者の役割分担と連携が里親支援に有効であると明らかにしている。山口（2019）は、里専が抱える課題を実務上のものと制度上のものに分けて整理し、里親支援機関として位置づけられた施設と行政による協働体制が必要であると指摘している。三輪（2017）は、里専は児相や行政との連携強化を活動の成果として認識している一方で、児相との役割分担やすみわけ、信頼関係の構築に課題を感じていることを明らかにしている。これらの研究では、里専が児相と協働関係を築いていくことが、里専の活動にとって重要であるととらえられている。

伊藤（2016）は、里親の里親支援機関に対する支援ニーズに関する調査にもとづき、「里親支援専門相談員の配置が進められているが、里親自身は必ずしも『施設に相談したい』というニーズをもっているわけではない現状」（伊藤 2016：40）が示唆されたと述べている。この調査結果については、調査対象となった5自治体のうちの4自治体に民間の里親支援機関が設置されており、それが調査結果に影響を与えているのではないかと考えられる。なぜなら、井上・笹倉（2018）や、里専による活動報告（山口 2014；木内 2014；大石 2016；藪下 2017）では、施設の里専が十分に里親の相談相手になり得ているからである。

山口（2014）は、乳児院の里専と児童養護施設の里専の役割分担、里専と児相職員との同行訪問、里専の里親会行事などへの参加をとおして、里親家庭から相談を受けるようになったと報告しており、井上・笹倉（2018）で明らかにした里専の活動と重なる部分も多い。とりわけ里専が、「養育者の話を聴くばかりではなく、子どもと宿題やちょっとした遊びを通して、日常に近い子どもの姿にふれ、養育の困り感や成長の喜びを共有できることで、具体的なアドバイスだけでなく、養育のヒントを一緒にさがすことにもつながる」（山口 2014：155）という指摘は、里専が里親支援を担うことの意味を考える上で傾聴に値するであろう。

木内（2014）は、厚生労働省が示した里専の業務内容について自施設のとりくみを紹介し、「『何かあったときに相談する』と思える関係性を築くことで支援の有用性が変化する」（木内 2014：127）と指摘している。大石（2016）は、里専が、「『支援』というより『連携』『協働』というスタンス」で里親家庭を訪問することや、里親サロンに参加することについて報告している。そのような活動の中で里親から「養育の喜びや苦労話を聞くことができる」（大石 2019：68）ようになったという。

藪下（2017）は、里専が、里親と子どもの「マッチング行程を丁寧に行う中」で、児童相談

所のケースワーカー、施設職員、里親の信頼関係が構築されていくと報告している。そして自らの実践をふまえ、「里親家庭にて、こどもの試し行動に『ちょっとしんどい』と言いたくても、言ったら児童相談所に引き上げられるかも、と不安になると無理をしてしまう、そのような心配をしなくても、『今の気もちを聴いてもらおう』と思える関係性を築いておくことが、とても大事」(藪下 2017: 103) であると指摘している。このようなところにも、里専が里親支援を担うことの意味があると言える。

以上、里親によるレスパイト利用に関しては先行研究が少なく、議論は緒に就いたばかりである。里専の活動については、すぐれた実践をおこなっている地域や施設があるものの、実践報告が中心であり、里専の役割や、里専が里親支援を担うことの意味について十分に議論されていないのが現状である。

2. 方法

(1) 調査方法

1) 調査対象地選定理由

A 県¹⁰⁾を調査対象地に選んだ理由は次のとおりである。施設職員と里親の定期的な交流や懇談機会の少なさが指摘される(伊藤・高田・森戸 2014; 平田・三輪・山口 2014) 中、A 県では、施設職員と里親の交流や連携が円滑におこなわれているからである。里親研修会への施設職員参加、施設職員研修会への里親参加、児相職員と里専の会議への必要に応じた里親会長参加、里親会長・里専・児相職員による里親開拓のための各市町村合同個別訪問、里親サロン開催にあたり施設による場所提供、里親主催のサロンへの里専参加等である。具体的には次のようなとりくみがなされている。

2016(平成 28)年度の A 県児童養護施設協議会主催の全体研修会に里親が参加し、養護実践発表者 7 人のうちの 1 人として里親養育に関する報告がおこなわれた。2017(平成 29)年度に A 県で開催された Z 地区里親研修会では、A 県の里専が分科会記録や里親委託児(以下、委託児)の保育担当として当日の運営に参加した。2018(平成 30)年度の A 県里親研修会においても里専が受付や委託児の保育を担当していた。2017 年度から、児童相談所で開催される児相職員と里専による毎月の定例会議に、テーマによって里親会長が参加している。県内 2 つの乳児院では、里親からの申し出を受け里親サロン開催のために場所の提供やサロンの内容に関する相談や運営協力がおこなわれており、それには乳児院の里専だけでなく、児童養護施設の里専も参加している。

また、A 県里親会中央支部のニュースレター創刊号(2000(平成 12)年)に、県内の児童養護施設 E の子どもと職員、里親会の親子が野外での活動を通して交流した記事が掲載され

ている。記事では、「いままで Q 里親会で行っていた E との交流会」と綴られており、2000 年より前から双方の交流会が実施されていたことがうかがえる。その後もニュースレターにはこの交流会の様子が継続して報告されている。

加えて A 県では、1982（昭和 57）年頃に、児童養護施設からの「盆や正月に家に帰れない子どものために」という提案を受けて始まった「三日里親」が、やがて県の「一時里親事業」（児童養護施設に入所している児童を、里親に一定期間あずけて家庭生活を体験させることにより、児童の情緒の安定を図る事業）としてとりくまれるようになった。つまり A 県では、1980 年代から施設養育が里親と連携しながらおこなわれてきたということである。A 県里親会前会長は、里親から相談を受けた際、相談内容によっては、自分が答えるのではなく、「X 施設の Y さんに相談してはどうか」というように、具体的に施設名と職員名を告げて、里親と施設職員をつなぐように関わってきたという¹¹⁾。社会的養護を、施設職員と里親が協働して担っていこうとする意識が、里専が配置される以前から双方の側にあったことがうかがえる。

2) インタビュー調査

児童養護施設や乳児院の里親支援専門相談員等¹²⁾と里親を調査協力者とし、半構造化インタビューをおこなった。

A 県内 6 か所の児童養護施設における里親支援に関するインタビュー調査は 2017 年 8 月 21 日～24 日、A 県内 2 か所の乳児院における里親支援に関するインタビュー調査は 2018 年 2 月 19 日～20 日に実施した。いずれの調査においても事前に施設長宛てに里専の業務内容に準拠した調査項目を記した依頼文書を送り、当日はそれを参照しながらインタビューをおこなった。所要時間は 44 分¹³⁾～1 時間 50 分である。

里親へのインタビュー調査は、里親研修会等に参加し、そこでの出会いを利用して調査協力依頼をおこなった。インタビューは、2016 年 2 月、2017 年 2 月、2018 年 2 月、2019 年 8 月である。事前に調査項目について質問があった場合のみ調査項目を記した依頼文書を送った。文書の事前送付の有無にかかわらず、里親養育の楽しさや難しさ、困った時の相談先、レスパイト利用等に関してインタビューをおこなった。所要時間は 1 時間 11 分～2 時間 22 分である。

いずれのインタビューにおいても IC レコーダーに録音し、後に逐語録を作成した。調査協力者、インタビュー形態、調査日、調査場所、調査時間については「表 1 里専等インタビュー調査の概要」「表 2 里親インタビュー調査の概要」を参照されたい。

表1 里専等インタビュー調査の概要

施設名	調査協力者（当時の職名）	インタビュー形態	調査日	調査場所	調査時間
B	里親支援専門相談員 里親支援担当職員	グループ	2017年8月21日	B施設	1時間50分
C	里親支援専門相談員	個人	2017年8月22日	C施設	1時間39分
D	家庭支援専門相談員（2人） 施設長	グループ	2017年8月22日	D施設	44分
E	里親支援専門相談員 施設長	グループ	2017年8月23日	E施設	1時間8分
F	里親支援専門相談員 施設長	グループ	2017年8月23日	F施設	1時間7分
G	家庭支援専門相談員 施設長	グループ	2017年8月24日	G施設	52分
H	家庭支援専門相談員	個人	2018年2月19日	H施設	1時間13分
I	里親支援専門相談員（2人）	グループ	2018年2月20日	I施設	1時間7分

表2 里親インタビュー調査の概要

調査協力者	インタビュー形態	調査日	調査場所	調査時間
J	個人	2016年2月22日	喫茶店	2時間22分
K	個人	2017年2月10日	ホテル会議室	1時間30分
L・M 夫妻	グループ	2017年2月10日	ホテルラウンジ	1時間40分
N・O 夫妻	グループ	2019年2月8日	里親宅	1時間36分
P	個人	2019年8月25日	喫茶店	1時間11分

(2) 分析方法

1) レスパイト利用促進の観点からインタビュー資料を分析する理由

A 県を調査対象地を選んだ理由については先述したとおりである。ここでは、A 県の里親支援に関する資料を、里親によるレスパイト利用促進の観点から分析する理由について述べる。

1点、A 県ではレスパイトが、一時的な休息が必要であると判断した（された）時にしか利用されていないのではなく、里親養育を適切におこなうために必要であると判断して利用された事例がある。その際、委託児に大きな負担がかからないよう、里親同士で預けあいができるネットワークが形成されていた¹⁴⁾。里母が夜間不在となり里父と思春期の委託女兒の2人だけになるので、児相にレスパイトを依頼して、他の里親家庭を預け先として2日間のレスパイトがおこなわれたという。この事例は県内で初めてのレスパイトであった¹⁵⁾。

先述した 2014 年の全里の調査によれば、レスパイト利用の理由（複数回答）の上位 3 つは、里親の休息（82.0%）、冠婚葬祭（77.0%）、子どもとの関係改善（42.6%）である。冠婚葬祭以外は、「里親から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の措置）の申出」と、「里親の精神的・肉体的疲労度等から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を必要と判断」されたことによる利用である。このような実態から考えると、先の事例は、一時的な休息が必要であると判断した（された）時にしか利用されないレスパイトではなく、「里親の精神的・肉体的疲労」が生じる予防的措置として適切に利用されたものと言える。

2 点、A 県では、里親制度の説明会開催、里親開拓に向けたチラシ作成や配布等、里専どうしが連携し、協力して活動している。すなわちひとり一人の里専が、「A 県の里専」という自覚の下に、県全体の里親支援の推進をめざして協働している。

以上の理由から、A 県の里親、里専、児相職員という三者の間に現象している関係に注目することによりレスパイト利用促進に向けた里親支援専門相談員という職務に就く者と里親との関係、およびその果たすべき役割を見出したい。

2) 質的記述的研究

聞き取り資料の分析では質的記述的研究を採用した。それは、「ある出来事についてそうした出来事が生じている日常の言葉で包括的に要約するもの」（谷津 2014: 61）で、「現象の率直な記述」と「解釈が最小限となる分析」を特徴とする。具体的には、逐語録の中から里親によるレスパイト利用促進に向けて、里親、里専、児相職員という三者の関係性にかかわるテキストを切片化してセグメントを切り出し、それぞれのセグメントの意味を解釈してコードを付し、カテゴリー化をおこなった。

(3) 倫理的配慮

大阪大谷大学文学部・教育学部・人間社会学部研究倫理委員会の承認を得、「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守しておこなった。

インタビュー調査に先立ち、調査協力者に、①調査目的、②調査方法、③調査不同意の際に不利益を受けない権利、④データの管理法、⑤協力者が中止・保留を申し出る権利、⑥入手したデータの公表について依頼文書で明確にし、協力同意を得た。調査開始時に、再度、口頭で上記①～⑥について説明し、「研究協力同意文書」2 通に署名を得、そのうちの 1 通は調査協力者、他の 1 通は調査者が保管することとした。研究結果の公表にあたっては、調査協力者が特定されないように、施設名などの固有名詞をランダムにアルファベット表記とした。

なお研究を進めるにあたっては、A 県児童相談所長に研究内容について説明をし、県内の

里親や里専にインタビューをおこなうことについて承認を得ていることを追記しておく。

3. 結果

(1) 里親支援専門相談員と里親の関係

里専と里親の関係については、①里専と里親の活動目的共有、②里専と里親の学びあい、③里専と里親の悩みの共有、④里専と里親の協働、⑤里専と里親の対等なつながり、という5つのカテゴリーが抽出された。それぞれのカテゴリーを構成するコードについては「表3 里専と里親の関係」を参照されたい。以下、①～⑤の順で、内容の詳細について里専や里親の語りを引用して述べる。その際、複数のセグメントから構成されるコードについては複数例の中から一例をとりあげて述べることとする。また（ ）内は筆者による補足である。

カテゴリー【里専と里親の活動目的共有】は、〈里専・里親が活動目的を定めて協力する〉〈里専・里親の双方から同じ目的に向かって歩み寄る〉という2つのコードで構成された。

〈里専・里親が活動目的を定めて協力する〉というコードでは、里専が、「共に同じラインに立って活動の目的を定め協力してやっていく」と語っている。里専と里親がお互いにめざすべきところを共有することの大切さが意識されていた。

〈里専・里親の双方から同じ目的に向かって歩み寄る〉というコードでは、里専が、「里親会が児童養護施設なり乳児院さんに歩み寄っているし、私たちも里親さんたちに歩み寄ってって、同じ仕事ですよ、ただ名前が違うだけで。(社会的養護の)子どもを育てるという意味では同じですよ。それを共有しあっているからできているのかな」と語っている。一方がもう一方に歩み寄るという関係ではなく、里専と里親の双方から歩み寄り、同じ目的に向かって活動していた。

カテゴリー【里専と里親の学びあい】は、〈里専が里親から学ぶ〉〈里親が里専から学ぶ〉〈里専と里親が共に学ぶ〉という3つのコードで構成された。

〈里専が里親から学ぶ〉というコードでは、里親サロンでは里親からどんだん話が出されるので、サロンに参加した里専は、「こっちが『勉強させてください』ぐらいの感じでお話を聞いたりしている」と語っている。里専がサロンに参加することの意味の1つに、サロンが里親からの学びの機会になるととらえられていた。

〈里親が里専から学ぶ〉というコードでは、施設ではあたり前におこなわれている学校や病院等との連携を、これからは里親が担っていくことになるので、里専が里親に向けて連携に関する話をするときは、「里親さんたちにもそういったソーシャルワーク的な視点でのスキルとか、そういったことを学べるきっかけになってほしいかな」と語っている。里親と他機関との連携に関する話をする際、特定のケース対応として具体的方策を提示することに留まら

ず、里専がもっているソーシャルワークのスキルを里親に伝えたいという願いが伴っていた。

〈里専と里親が共に学ぶ〉というコードでは、A 県の児童養護施設協議会主催の全体研修会に里親が参加していることについて、里親が、「向こうの職員とこっちの里親と、交流を持つ場、研修をする場、勉強をする場、それがやっぱり必要だと思う」と語っている。一方だけが学ぶのではなく、里専と里親のお互いが交流し、学びあう場の必要性が認識されていた。

カテゴリー【里専と里親の悩みの共有】は、〈里専と里親と一緒に悩んで考える〉〈お互いの弱みを出せる〉という2つのコードで構成された。

〈里専と里親と一緒に悩んで考える〉というコードでは、里専が「(里親の悩みを) やっぱり一緒に聞いて、共有して、一緒に考えて、悩んで」と語っている。里親の悩みに対して助言するというよりも、悩みを共有して、里親と一緒に考えようとしていた。

〈お互いの弱みを出せる〉というコードでは、里専が、「(どれほどベテランの里親であっても) 大変な苦勞をしているという話も聞くので、やっぱり里親さんなりの大変さ(がある)。私たちの施設側とか(にも同じようなことがあるので)、お互いにそういう話をしあって、お互いに理解してというのが(できる)。(略) (お互いが) 弱みを出せるというところ(になっている)」と語っている。ベテランの里親もベテランの里専にも苦勞や大変さがある。互いの弱みを率直に出しあえば、立場が異なるからこそ互いにわかりあえることがあるととらえられていた。

カテゴリー【里専と里親の協働】は、〈里専と里親がそれぞれの立場で一緒に仕事をする〉〈里専が里親からの求めに迅速に対応する〉という2つのコードで構成された。

〈里専と里親がそれぞれの立場で一緒に仕事をする〉というコードでは、一時里親や週末里親として子どもの受け入れを始めたばかりの若い里親たちの間で、海に行ったり、旅館に泊まりに行ったりするというようなことが増えてきたので、里専が、「施設で体験できないこと(略)、家庭の雰囲気(施設では) 体験できないので、どちらかという(家庭の雰囲気を) 体験できるほうを望む、(略) 実際そういうふうにお願ひしたいですと(里親会に) 言って、会長さんのほうが若い世代の人たちに家庭的な対応をしてほしいというアドバイスをして、やっていただいて、すごく助かっていました」と語っている。里専から里親に対して、里親だからこそのことをおこなって欲しいと伝えたと、その申し出を受けて里親会としての対応がなされていた。

〈里専が里親からの求めに迅速に対応する〉というコードでは、里親が、「(施設から) 来た里子にちょっと問題行動がある、(施設の) 先生(に) 『どうしたらいいんだろ』って(略) 聞けばすぐに応えてくれる」と語っている。このように里親から委託児の養育に関して相談や依頼をすれば里専が即座に対応していた。

カテゴリー【里専と里親の対等なつながり】は、〈里専と里親は横につながっている〉〈里専

と里親は共に歩む者である」という2つのコードで構成された。

〈里専と里親は横につながっている〉というコードでは、里親が「児童相談所は縦つながりだけれども、いわゆる養護施設と里親は横のつながりじゃないのかなと思っています」と語っている。里親と里専が共に横のつながりであると意識されていた。

〈里専と里親は共に歩む者である〉というコードでは、里専が、実習生や新任職員研修において里親制度について話をする際に、「施設としての里親支援とは『社会的養護のパートナー』」と説明していると語っている。支援という用語が使用されているが、里専と里親は、「支援する－支援される」という関係ではなく、共に歩む者であるととらえられていた。

以上から、A 県では、里専も里親も、社会的養護児童の養育をおこなうという同じ活動目的をもち（里専と里親の活動目的共有）、養育に関してお互いに学びあい（里専と里親の学びあい）、お互いの悩みを共有し（里専と里親の悩みの共有）、それぞれの立場において果たすべ

表3 里専と里親の関係

カテゴリー	コード	テキストの概要
【里専と里親の活動目的共有】	〈里専・里親が活動目的を定めて協力する〉	共に同じラインに立って活動の目的を定めて協力している
	〈里専・里親の双方から同じ目的に向かって歩み寄る〉	同じ仕事であるからお互いに歩み寄っている
【里専と里親の学びあい】	〈里専が里親から学ぶ〉	里親サロンに行くと、里専の方が「勉強させてください」というぐらいの感じで話を聞いている
	〈里親が里専から学ぶ〉	里親にソーシャルワーク的なことの話をする時は、里親がそのスキルを学ぶきっかけになって欲しいと思っている
	〈里専と里親が共に学ぶ〉	施設職員と里親が交流を持つ場、研修の場、勉強の場が必要だと思う
【里専と里親の悩みの共有】	〈里親と里専が一緒に悩んで考える〉	里親の話と一緒に聞いて、共有して、一緒に考えて悩む
	〈お互いの弱みを出せる〉	お互いの大変さや苦労などの弱みを出せる
【里専と里親の協働】	〈里専と里親がそれぞれの立場で一緒に仕事をする〉	次のZ地区の里親研修会には、当日の手伝いだけでなく事前の打ち合わせから関わってバックアップしたい
	〈里専と里親がそれぞれの立場で一緒に仕事をする〉	一時里親や週末里親の里親委託をどう進めていくかについて、ベテランの里親に相談して参考にさせてもらうことがある
	〈里専と里親がそれぞれの立場で一緒に仕事をする〉	一時里親や週末里親に関して、里親家庭ではイベントよりも家庭体験を大切にして欲しいと里親会に伝え、会長から周知してもらった
	〈里専が里親からの求めに迅速に対応する〉	委託児に問題行動があるときに相談すると施設職員がすぐに対応してくれる
	〈里専が里親からの求めに迅速に対応する〉	委託児が部活動の全国大会に出場するにあたり寄付金集めが必要となった際、施設職員がすぐに協力してくれた
	〈里専が里親からの求めに迅速に対応する〉	何かあって連絡すると、施設から来てもらえる
【里専と里親の対等なつながり】	〈里専と里親は横につながっている〉	頑張っている人に「相談してください」というスタンスはおこがましい
	〈里専と里親は横につながっている〉	里親と施設は横のつながりだと思っている
	〈里専と里親は共に歩む者である〉	里親は社会的養護のパートナーである

き各々の役割を担う（里専と里親の協働）ことをとおして、両者の間に社会的養護にかかわる者として対等な協力関係が築かれている（里専と里親の対等なつながり）ことがわかった。

(2) 里親支援専門相談員の役割

里専の役割については、①里親どうしがつながりやすくなるファシリテーション¹⁶⁾役割、②里親と児相職員がつながりやすくなるトランスレータ¹⁷⁾役割、③里親と児相職員と子どもがつながりやすくなるアサーション¹⁸⁾役割、という3つのカテゴリーが抽出された。それぞれのカテゴリーを構成するコードについては「表4 里専の役割」を参照されたい。以下、①～③の順で、内容の詳細について里専の語りを引用して述べる。その際、複数のセグメントから構成されるコードについては複数例の中から一例をとりあげて述べることとする。また（ ）内は筆者による補足である。

カテゴリー【里親どうしがつながりやすくなるファシリテーション役割】は、〈里親どうしで考えてもらう〉〈里親間で互いに力が発揮できるようにする〉という2つのコードで構成された。

〈里親どうしで考えてもらう〉というコードでは、里親サロンにおいて、里親間で児相に言いたいことがあるけれど、「ストレートに言ったことによって、もし（子どもを）返してくれて言われたら困るからという（ような話題になった時）、その辺はうまくやっぱり、ストレートにいかないように、何ていうか、みんなでどういう方向に進めていったら解決できるかなという話」をするようにしていると里専が語っている。里専が解決の方向性について一方的にアドバイスをおこなうのではなく、里親どうしの中で話しあって解決の方向性を考えてもらうようにしていた。

〈里親間で互いに力が発揮できるようにする〉というコードでは、里専が、「（里親が）お互いに連絡が密にとれるというか、こういうことがあったんだ、そうなんだ、こういうやり方があるよというやりとりを頻繁にできるような関係づくりができる支援員というのがたぶん必要だと思う」と語っている。里親間での情報共有が、里親養育の悩みを解決するのに有効であると考えられており、里親どうしが頻繁にやりとりできるように支援することの必要性に言及されていた。

カテゴリー【里親と児相職員がつながりやすくなるトランスレータ役割】は、〈里親の思いを受けとめる〉〈里親の思いを児相職員に伝える〉というコードで構成された。

〈里親の思いを受けとめる〉というコードでは、「よく里親さんの中で、愚痴とか何かを言って、児相のほうにつながって、それで、『じゃ、子どもを返してくれ』みたいにつながると嫌だから、『この辺はどうしたらいいでしょうね』とクッション的に私たちに相談にくることは多々あります」と語っている。里専は、里親にとって児相職員に近い人ではなく、里親に近い

人であると認識されているため、児相に相談する以前のところで里親から里専に相談があり、その思いを受けとめていた。

〈里親の思いを児相職員に伝える〉というコードでは、里親が、『自分たちが（児相職員に）直接聞くと、角が立つこともあるし』とか言っているの、『じゃ、そこはさり気なく聞いてみるね』と対応することがあると語っている。里親の思いを変えずに、同時にその思いを伝えられた児相職員が不快感を抱くことのないよう、表現を工夫して、里親の思いが児相職員に円滑に伝わるようにしていた。

カテゴリー【里親と児相職員と子どもがつながりやすくなるアサーション役割】は、〈里親の子どもへのかかわり方を児相職員に伝える〉〈里親に関する子どもの立場からの意見を児相職員に主張する〉という2つのコードで構成された。

〈里親の子どもへのかかわり方を児相職員に伝える〉というコードでは、ボランティアに来る里親が、どの子どもも好ましい関わりをしていたりすると、そのことを児相職員に伝えることも「たまに」あり、「そういう人たちは積極的なので、うちの施設でも違う乳児院でも、何か所かかけもちで（ボランティアを）している」ので、「どこからでも情報が流れていくみたいで、知らず知らずのうちに（情報が）つながった」ことがあると語っている。子どもに対して好ましいかかわりがみられる里親情報は、複数の里専が児相職員に伝えていた。

〈里親に関する子どもの立場からの意見を児相職員に主張する〉というコードでは、マッチングにあたり、里専の判断基準は、「あくまでも子どもの立場に立ったときに、『このお父さん、お母さんのところへ行って（子どもは）楽しいかなとか、癒されるかな』とかなので。どうしても『うちらが言わなくて誰が言う』みたいな感じで、（児相と）とことん闘います」と語っている。日々子どもに直接関わるケアワーカーとしての経験を活かし、子どもがどのように感じるのかという子どもの立場からみた里親に関する意見を児相職員に対して主張していた。

以上から、A 県では里専が、里親間で話しあって考えたり、情報を共有したりできるようにして里親どうしをつながりやすくし（里親どうしがつながりやすくなるファシリテーション役割）、里親と児相職員が直接ぶつかることなく里親の思いが円滑に児相職員に伝わるようにし（里親と児相職員がつながりやすくなるトランスレータ役割）、子どもの立場から、里親情報を児相職員に伝える、あるいは意見を主張することなど（里親と児相職員と子どもがつながりやすくなるアサーション役割）をおこなっていることがわかった。

表 4 里専の役割

カテゴリー	コード	テキストの概要
【里親どうしがつながりやすくなるファシリテーション役割】	〈里親どうしで考えてもらう〉	相談を受けた際、アドバイスするのではなく里専の経験を伝え、里親家庭に話し合いの材料を提供する
	〈里親どうしで考えてもらう〉	サロンで児相に対する不満が出た時に、どういう方向で進めていけばよいかということを里親どうしで話し合うようにする
	〈里親間で互いに力が発揮できるようにする〉	里親が力を発揮できるようにつなぐのが施設の里親担当職員の役割だと思う
	〈里親間で互いに力が発揮できるようにする〉	里親間で子育ての方法を頻繁に共有できるような関係づくりができるとうい
【里親と児相職員がつながりやすくなるトランスレータ役割】	〈里親の思いを受けとめる〉	児相に対する思いを里親は直接、児相職員に言うのではなくクッション的に里専に相談にくる
	〈里親の思いを児相職員に伝える〉	児相に質問すると角が立つと悩んでいる里親にかわって、さりげなく児相職員に訊いてみる
	〈里親の思いを児相職員に伝える〉	里親から里親仲間の養育が気になるが、里親どうしの関係があるため児相には通報できないという話があったので、そのことを児相に伝えた
【里親と児相職員と子どもがつながりやすくなるアサーション役割】	〈里親の子どもへのかかわり方を児相職員に伝える〉	里親の養育に関する情報は児相職員よりも里専にあがってくる方が多いので、里専から児相職員に情報を提供することになる
	〈里親の子どもへのかかわり方を児相職員に伝える〉	ボランティアにきている里親が子どもにとってもよいかかわりをしてしていると児相職員に伝えることがある
	〈里親に関する子どもの立場からの意見を児相職員に主張する〉	委託後に養育不調を起こすことを避けるため、委託決定の前に里親に関する意見を児相職員に対して主張する
	〈里親に関する子どもの立場からの意見を児相職員に主張する〉	マッチングやアフターケアに関して児相から里親に関する意見を聞かれることは多々あり、心配なところがあればそれを伝える
	〈里親に関する子どもの立場からの意見を児相職員に主張する〉	里親にはマッチングが入る前にサロンだけでなくボランティアにも来てもらって様子を見て児相職員に意見をあげる
	〈里親に関する子どもの立場からの意見を児相職員に主張する〉	この里親のところへ行って落ち着いた暮らしができるのかを子どもの立場から考え、場合によっては児相職員と闘う

上記 (1) (2) をまとめると、里親のレスパイト利用を促進するのは、里専と里親が同じ活動目的のもとで学びあい、悩みを共有し、協働することとおして、両者の間に対等な協力関係が築かれていることと、里専が、里親どうしがつながりやすくなるファシリテーション役割、里親と児相職員がつながりやすくなるトランスレータ役割、里親と児相職員と子どもがつながりやすくなるアサーション役割を果たすことであると明らかになった。

4. 考察

以下では2点について考察をおこなう。1点は、里専と里親が同じ活動目的のもとで学びあい、悩みを共有し、協働することとおして、両者の間に対等な協力関係が築かれていることが、里親のレスパイト利用を促進する理由である。2点は、里専が、里親どうしがつながりや

すくなるファシリテーション役割、里親と児相職員がつながりやすくなるトランスレータ役割、里親と児相職員と子どもがつながりやすくなるアサーション役割を担うことが、里親のレスパイト利用を促進する理由である。

(1) 社会的養護を担うチームの一員であると自覚する

2011年に定められた「里親委託ガイドライン」(雇児発0330第9号)では、「里親と子どもの調整を十分に行ってから、里親委託し、委託後も児童相談所や里親支援機関等が援助を行った場合においても、里親と子どもが不調になることがある」と言及された。万全を期しても養育に不調が生じることがあるので、その深刻化を防ぐためには、支援する側が、「不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら里親と子どもの関係を見守り、必要な場合には適切に介入していく」ことが求められている。

それでは、養育不調の深刻化を防ぐために、里親の側としては、どのようなことができるのであろうか。吉田(2011:24)は、不妊経験者が里親養育の困難を回避するための議論のなかで、「必要に応じて自分を開いていく経験は、里親として周囲の支援を受けながら子育てしていくのにも役立つ」と述べている。そして、「養育に際して里親が社会的養護の関係者と連携する意識を持つ」必要があり、そのためには、「支援者チームのなかに里親を招き入れる」支援が求められると指摘している。また大石(2006:32)は、レスパイトに関して里親と施設が、「相互に不足しているものを補いあい、両者で一人の子どもの養育を分担するような、信頼されるパートナーとしての関係をつくっていく必要がある」と述べている。つまり養育不調の深刻化を回避するには、里親が、「自力だけで子育てをしよう」(吉田2011:24)とせずに、委託児の社会的養護を担うメンバーの一員として、里親担当部分の養育を担っているという自覚をもたなければならないということである。

このような視点でA県の里専と里親の関係をとらえると、里専と里親が同じ活動目的のもとで学びあい、悩みを共有し、協働することをとおして両者の間に対等な協力関係が築かれているということは、里親に、社会的養護を担うチームの一員であると自覚することを促していると考えられる。里親がこのように自覚することができれば、児相や施設職員に休日が必要であるように、里親にも「一時的な休息」が必要であると、罪悪感をもつことなく理解できるに違いない。

以上から、里専と里親の間に対等な協力関係が築かれることにより、里親のレスパイト利用が促進されると言えるのは、対等な協力関係というものが、里親に社会的養護を担うチームの一員であると自覚することを促すためであると考えられる。

(2) 子ども中心の安心できる関係に身を置く

里専がファシリテーション役割を担うことによって築かれる、里親どうしの関係というのは、里親たちが自らの思いでつながりあう関係である。仮に里専が、里親の集まりをとりまとめる役割をもつコーディネーターとして動くならば、里親たちは、里専によって受け身的に関係を結ばされることになっていたかもしれない。しかし、里専が担うのはファシリテーション役割であるから、里専は、里親どうしがつながれるようにサポートしているにすぎない。そのため、里親どうしが主体的につながりあう関係が築かれることになると言える。

里専がトランスレータ役割を担うことによって築かれる、里親と児相職員の関係というのは、里親の率直な思いが児相職員に伝わる関係である。仮に里専が、里親からの伝言をそのまま児相職員に伝えるメッセンジャーとして動くならば、里親は、自らの言葉が届けられる先である児相職員を意識して、伝えなかった思いを抑えることになっていたかもしれない。しかし、里専が担うのはトランスレータ役割であるから、里親は、自らの思いが児相職員に伝わりやすいよう里専が変換してくれるという安心感がある。そのため、里親は、自らの思いをそのまま吐露することができると言える¹⁹⁾。

里専がアサーション役割を担うことによって築かれる、里親と児相職員と子どもがつながる関係というのは、子どもの立場を尊重して里親と児相職員がつながる関係である。仮に里専が、里親か児相職員のいずれかの立場を強く主張するならば、両者の関係が悪化し、子どもに不利益が及ぶことになったかもしれない。しかし、里専が担うのは、子どもの立場からのアサーション役割であるから、子どもの思いが尊重され共有される。そのため、結果として里親、児相職員のお互いも尊重され、子ども中心の価値観が共有されることになると言える。

4-(1) では、里親のレスパイト利用は、里親が社会的養護を担うチームの一員であると自覚することにより促進されると考察した。しかし、たとえそのような自覚があっても、里親が身を置くチームが、一人の里親と複数の専門職のような構図になっていたり、何でも言える安心できる関係になっていなかったり、チームで子ども中心の価値観が共有されていなければ、レスパイト利用を申し出るとは難しいであろう。里親が、主体的につながりあった里親仲間を支えられ、チームの中で自らの思いをそのまま吐露することができ、チームのメンバー間において、子ども中心の価値観が共有されているという安心感があるからこそ、適切なレスパイト利用が可能になると言える。

以上から、里専がファシリテーション役割、トランスレータ役割、アサーション役割を担うことによって、里親のレスパイト利用が促進されると言えるのは、里親が子ども中心の安心できる関係に身を置くことができるからであると考えられる。

5. 結論

本研究の目的は、里親養育の不調回避に資する、里親によるレスパイト・ケア利用促進に向けて、里親支援専門相談員が、里親とどのような関係を築き、いかなる役割を担うことができるのかを、里親、施設の里親支援専門相談員、児童相談所里親担当職員という三者の間に現象している関係に注目して明らかにすることであった。児童養護施設や乳児院の里親支援専門相談員等と里親を調査協力者とし、半構造化インタビューをおこない、質的記述的研究の方法で分析した。その結果、里親のレスパイト利用を促進するのは、里専と里親が同じ活動目的のもとで学びあい、悩みを共有し、協働することをとおして、両者の間に対等な協力関係が築かれていることと、里専が、里親どうしがつながりやすくなるファシリテーション役割、里親と児相職員がつながりやすくなるトランスレータ役割、里親と児相職員と子どもがつながりやすくなるアサーション役割を果たすことであると明らかになった。そして、里専と里親の間に対等な協力関係が築かれることにより、里親のレスパイト利用が促進されると言えるのは、対等な協力関係というものが、里親に社会的養護を担うチームの一員であると自覚することを促すためであると考察された。また、里専がファシリテーション役割、トランスレータ役割、アサーション役割を担うことによって、里親のレスパイト利用が促進されると言えるのは、里親が子ども中心の安心できる関係に身を置くことができるからであると考察された。

※本研究は JSPS 科研費 JP16K04233、および JP199K02174 の助成を受けておこなったものであり、日本子ども虐待防止学会第 25 回学術集会ひょうご大会（2019 年 12 月 21 日～22 日、於：神戸国際会議場・神戸ポートピアホテル）の発表スライドを論文にしたものである。

注

- 1) 2002（平成 14）年に策定された「里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）実施要綱」を参照されたい。
- 2) 「里親制度の運営について」（雇発第 0905002 号、平成 14 年 9 月 5 日、平成 29 年 3 月 31 日一部改正）19 頁を参照されたい。
- 3) 調査は 2014 年 6 月下旬に 47 の都道府県と 19 の政令指定都市の里親会を対象におこなわれ、すべての里親会からの回答があった。詳しくは、全里発行の「里親だより」第 101 号（平成 26 年 8 月 20 日）を参照されたい。
- 4) 里親支援専門相談員の配置状況は以下のとおりである。乳児院と児童養護施設を合わせて 2012（平成 24）年は 115 か所、2013（平成 25）年は 226 か所、2014（平成 26）年は 325 か所である。2014（平成 26）年 10 月現在、全国の乳児院と児童養護施設は 734 施設であったことから、全里の調査時点での里専配置率は 44% である（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課（2016））。
- 5) 児相は措置権を有しているため、里親は、委託されている子どもが措置解除になることを恐れて、

児相の里親担当職員に SOS を出しにくいという声がある。たとえば、「予約してあったカウンセリングに行くと、子どもが『施設に帰りたい』と言ったため、急に措置解除となりました。児相は『なんでも相談して下さい』と言いながら、困難なことを相談すると、一緒に助言しながら歩いてくれるより、急に悪いことでもしたかのように一方的に委託を解除され、その後委託の話もありません」「児相は、何か言うと『委託解除します』と脅します。そのため、困ったことがあっても相談ができません」（深谷昌・深谷和・青葉 2013: 40-41）。「里親家庭にて、子どもの試し行動に『ちょっとしんどい』と言いたくても、言ったら児童相談所に引き上げられるかも、と不安になると無理をしてしまう」（数下 2017: 103）。

- 6) 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（雇児発 0405 第 11 号、平成 24 年 4 月 5 日）3 頁を参照されたい。
- 7) 「里親支援事業実施要綱」（平成 29 年）では、「実際のレスパイト・ケア等の受け入れを通じて、里親と里親支援専門相談員との信頼関係を築くよう努め、関係性が構築された後は、当該里親に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用すること」と記されている。
- 8) 森（2011）は、庄司（2009）の調査で専門里親の半数近くが委託解除の経験を有していることから、「培ってきた里親養育の経験をもってしても乗り切れない状況がある」と里親養育を継続することのむづかしさについて言及している。養育不調となる子ども側の要因としては、里親宅では受け止めるのが厳しい状況になるような、「発達障害や知的な低さ等が指摘されるとともに、問題行動、非行、暴力、虚言など」がある。里親側の要因としては、「家族や職業の変化、介護の発生、里親本人の病気など、家族の事情」がある。
- 9) 該当しなかった 2 つの文献は、「里親支援専門相談員の研修会講演記録」ということで抽出されたが、被虐待児を養育する里親家庭の民間治療支援機関の研究に関する講演記録であった。
- 10) A 県の里親委託率は 2016～2018 年の 3 年間は、約 23%～約 26% の範囲内で推移している。
- 11) A 県里親会前会長へのインタビュー（2015 年 8 月 24 日）。
- 12) 里親支援専門相談員等と表記したのは、調査開始時、里専が配置されていなかった施設では、里親支援をおこなっている家庭支援専門相談員がインタビューに応じる、あるいはまた、依頼状を施設長宛てに送っていたことから施設長もインタビューに応じることがあったからである。現在は県内すべての施設に里専が配置され、インタビューに応じた当時の里親担当職員が里専として勤務している。
- 13) D 施設と G 施設のインタビュー時間が短くなっているのは、施設見学をおこない、見学中のやりとりは IC レコーダーに録音しなかったためである。
- 14) 当該事例の他にも、J さんは、2015 年頃からは児相を介して里親同士で委託児を預けあうようになったと語っている。預ける理由は冠婚葬祭などであるが、里親の方から預け先（別の里親宅）を提示し、児相の了解を得て、その里親宅へ委託児を預けることがおこなわれているという。また里親サロン（2019 年 9 月 16 日参与観察）では、委託児を連れていけない場合、児相を介して、里親同士でお互いに預けあいをおこなっているという話があった。
- 15) N・O 夫妻の語りによる。
- 16) グループによる活動が円滑におこなわれるように支援すること。会議などの場で、参加者に発言をうながしたり、話の流れを整理したりすることにより、問題解決や合意形成や相互理解をサポートし、組織や参加者の協働を促進させること。
- 17) 通信ネットワーク上で規格の異なる機器どうしが通信できるよう、ある言語の形式で記述されたデータを、意味や内容を変えずに別の言語の形式に変換する装置のこと。

- 18) より良い人間関係を構築するために、お互いを尊重しながら率直に自己を表現できる適切な自己主張のこと。
- 19) A 県の里親は、「里親は、気持ちが高ぶって言葉にするので、結構きついんです。(略) 児相に直接しゃべったら、本当に私たちけんかになると思います。『なんでここまで私たちは考えているのに、あなた方は動かないのさ』と言いたくなるぐらいになると思うんだけど、そこでやっぱりワンクッションがあるだけで、(里専が) 里親さんの気持ちはこうですよということを (伝えてくれる)」と語っている。この里親は里専を、児相職員への思いを「爆発させても (略) クッションになって、それを引き上げてくれる人たち」と位置づけている。

【文献】

- 平田美智子・三輪清子・山口敬子 (2014) 「里親支援専門相談員の役割と課題－全国児童養護施設・乳児院へのアンケート調査から－」『日本社会福祉学会第 62 回秋季大会抄録』143-144.
- 深谷昌志・深谷和子・青葉紘宇 (2013) 『社会的養護における里親問題への実証的研究－養育里親全国アンケート調査をもとに』福村出版株式会社.
- 井上寿美・笹倉千佳弘 (2018) 「児童養護施設における里親支援の実態：児童養護施設里親支援担当職員の語りをとおして」大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要』8, 1-24.
- 井上寿美・笹倉千佳弘 (2019) 「乳児院・児童養護施設の里親担当職員による里親支援の特徴－施設職員と里親との関係が構築されている A 県を事例として－」『大阪大谷大学紀要』53, 71-84.
- 伊藤嘉余子・高田誠・森戸和弥 (2014) 「児童福祉施設と里親とのパートナーシップ構築に向けての課題－児童養護施設・乳児院職員のインタビュー調査結果からの考察」『社会問題研究』63(143), 27-38.
- 伊藤嘉余子 (2016) 「里親の支援ニーズと支援機関の役割－里親アンケート調査結果からの考察－」『社会福祉学』57(1), 30-41.
- 岩崎美枝子 (2003) 「里親研修・サポートシステムの現状と課題」『世界の児童と母性』54, 42-45.
- 河野洋子 (2016) 「大分県の里親委託推進の取り組み」『社会的養護とファミリーホーム』7, 64-67.
- 木内さくら (2014) 「乳児院における里親支援専門相談員の活動」『同志社社会福祉学』28, 122-128.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 (2016) 「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて平成 28 年 1 月」(https://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/27-3s2-2.pdf, 2019.11.23).
- 三輪清子 (2017) 「里親支援専門相談員の調査研究結果」『新しい家族：養子と里親制度の研究』60, 94-114.
- 森 和子 (2011) 「養育の不調をどう捉えるか－研究者／支援者の立場から」『里親と子ども』Vol.6, 9-16.
- 大石香奈 (2016) 「連携と協働、里親支援専門相談員の取り組み」『社会的養護とファミリーホーム』7, 68-69.
- 大石みち代 (2006) 「施設における里親支援とレスパイト・ケアについて」『児童養護』36(4), 30-32.
- 庄司順一 (2009) 「施設から里親への円滑な移行と里親支援のあり方に関する研究」『平成 20 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』こども未来財団.
- 谷津裕子 (2014) 「質的研究の実施と評価に活かす視点－質的記述的研究に焦点をあてて－」日本助産学会誌 28(1), 60-63.
- 藪下聡美 (2017) 「里親支援専門相談員の活動の実際と課題」『新しい家族』60, 94-114.
- 山口敬子 (2019) 「里親支援専門相談員へのアンケート調査にみる里親委託の課題」『福祉社会研究』19, 55-70.

里親によるレスパイト・ケア利用促進に向けた里親支援専門相談員の役割

山口由美（2014）「里親支援専門相談員とファミリーホームの連携」『社会的養護とファミリーホーム』5, 153-155.

吉田奈穂子（2011）「不妊経験者が里親になる場合の困難－自分を開き、地域でサポートを受ける必要性」『里親と子ども』6, 23-28.